

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	国保連台帳管理システム（障害児通所支援）
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課
個人情報ファイルの利用目的	国保連へ送信する台帳情報及び国保連から受理した台帳情報をシステム入力・登録し、適正な支払審査事務を行うため
個人情報の記録項目	1：受給者証番号、2：主たる障害種別、3：氏名、4：生年月日、5：支給決定サービス内容、6：利用者負担上限月額情報、7：利用相談支援事業所情報、8：上限管理事業所情報
記録される個人の範囲	障害児通所支援の申請を行った者（保護者）及びその児童（受給児童）
記録情報の収集方法	本人からの申告 利用事業所からの申告（国保連経由）
要配慮個人情報の有無	☒ 有 ☐ 無
記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課 総務係 （所在地）加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「令」・・・個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）